**○国土交通省令第四十七号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十二条」を「第百二十一条」に、「第百二十三条」を「第百二十二条」に改める。

第三十八条の見出しを「（システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに技術企画調整官）」に改め、同条第一項中「及び情報管理室」を「、システム管理室及び情報セキュリティ対策室」に、「技術企画官及び情報セキュリティ対策官それぞれ」を「技術企画調整官」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（情報セキュリティ対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十八条第五項中「情報管理室」を「システム管理室」に改め、同条第七項を削り、同条第六項中「技術企画官」を「技術企画調整官」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　情報セキュリティ対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。

7　情報セキュリティ対策室に、室長を置く。

第五十条の見出し及び同条第一項中「航法測地室」を「海洋防災調査室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　海洋防災調査室は、地震、火山現象及び津波による船舶に対する被害の防止に資するための水路の測量に関する事務をつかさどる。

第五十条第三項中「航法測地室」を「海洋防災調査室」に改める。

第五十二条の見出し及び同条第一項中「沿岸域海洋情報管理室」を「海洋空間情報室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　海洋空間情報室は、海洋情報業務及びこれに関連する海洋に関する情報の一体的かつ効果的な提供に関する事務（航海情報課及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五十二条第三項中「沿岸域海洋情報管理室」を「海洋空間情報室」に改め、同条第四項中「をつかさどる（航海情報課の所掌に属するものを除く。）」を「（航海情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる」に改める。

第五十三条の見出し中「及び海上交通調整官」を「並びに海上交通調整官及び国際協力調整官」に改め、同条第一項中「及び海上交通調整官」を「並びに海上交通調整官及び国際協力調整官それぞれ」に改め、同条第四項中「事務」の下に「（国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　国際協力調整官は、命を受けて、海上交通業務に係る国際協力に関する重要事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第六十五条中「第三本部、第四本部、第五本部、第六本部及び第七本部に限る。」を「第八本部、第九本部及び第十本部を除く。」に改める。

第六十六条第二項中「第一本部、第二本部、」を削る。

第八十条、第八十一条の二第二項及び第八十四条中「第一本部、」を削る。

第九十七条中「十八課」を「十七課」に改め、「航行援助課」を削る。

第百十二条及び第百十三条中「及び航行援助課」を削る。

第百十六条を次のように改める。

**第百十六条**　削除

第百十八条中「ロランセンター」及び「航路標識事務所」を削る。

第百十九条第十二項及び第十三項を削る。

第百二十条を削り、第百二十一条を第百二十条とする。

第百二十二条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百二十三条中「、海上保安航空基地及び名護海上保安署」を「及び海上保安航空基地」に改め、同条を第百二十二条とする。

別表第二第十一管区海上保安本部の部中

| | | |
|---|---|---|
| 「 | 石垣海上保安部 | 石垣市 | 沖縄県のうち石垣市、宮古島市、宮古郡及び八重山郡 | を |
| 」 | | | | |
| 「 | 那覇海上保安部 | 那覇市 | 沖縄県（石垣海上保安部及び中城海上保安部の管轄区域を除く。） | に |
| 」 | | | | |
| | 石垣海上保安部 | 石垣市 | 沖縄県のうち石垣市、宮古島市、宮古郡及び八重山郡 | |

改め、同部中城海上保安部の項管轄区域の欄中「与那原町」の下に「、南大東村及び北大東村」を加える。

別表第四第十管区海上保安本部の部中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 「 | 熊本海上保安部天草海上保安署 | 天草市 | | を |
| 」 | | | | |
| 「 | 熊本海上保安部八代海上保安署 | 八代市 | | に、 |
| 」 | 熊本海上保安部天草海上保安署 | 天草市 | | |
| 「 | 石垣海上保安部宮古島海上保安署 | 宮古島市 | | を |
| 」 | 名護海上保安署 | 名護市 | | |
| 「 | 那覇海上保安部名護海上保安署 | 名護市 | | に |
| 」 | 石垣海上保安部宮古島海上保安署 | 宮古島市 | | |

別表第十三を次のように改める。

**別表第十三**　削除

別表第十四を次のように改める。

**別表第十四**　削除

別表第十五中「（第百二十一条関係）」を「（第百二十条関係）」に改め、同表ロランセンターの項及び航路標識事務所の項を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（港則法施行規則の一部改正）

**第二条**　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の六中「若しくは海上保安航空基地又は同令第百二十条に規定する海上保安署」を「又は海上保安航空基地」に改める。